

## 「常陸大宮市新生児特別臨時給付金」を支給しています

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱えながら出産を迎えた世帯に対し、経済的不安をやわらげるために常陸大宮市から特別臨時給付金を支給しています。給付金を受けるには申請が必要となりますので、下記に該当する方は期間内に申請をお願いします。

- 1 **支給対象者** 常陸大宮市に住所があり、対象期間に子供を出産した方またはその子供を養育する方
- 2 **対象期間** 令和2年4月28日から令和3年4月1日
- 3 **支給額** 対象となる子供1人につき10万円
- 4 **申請方法** 出生時の手続きの際に、こども課または支所で申請を受け付けます。印鑑を持参して申請してください。  
※当日申請ができなかった場合は、対象となる子供が生まれた日から一か月以内にこども課窓口で申請をしてください。
- 5 **支給日** 申請月の翌月15日（15日が土日祝日にあたる場合は直前の平日）に支給します。支給が決定し次第支給決定通知書を送付しますので、そちらをご確認ください。  
※給付金は対象となる子供1人につき1度限りの支給となります。

**問** 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138

## 子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 1 利用対象者

満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方  
ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由  
イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由  
ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由  
エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1) 感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2) 疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3) 専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4) 委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

2 **利用期間** 1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

3 **利用の登録** 事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

### 4 利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

**問** 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138

## 旧陸海軍の史料収集のお知らせ

茨城郷土部隊史料保存会では、戦争に関する貴重な史料の散逸を防ぐとともに、収集・保存や展示することによって後世に継承し、戦争の惨禍と平和の尊さを考える場を提供しています。

旧陸海軍に関する遺品や写真などの史料をお持ちの方はご連絡をお願いします。

**問** 茨城郷土部隊史料保存会 ☎・FAX 029-254-3520